

和泉市環境啓発用パネル貸出要綱

(目的)

第1条 環境学習の推進のため、和泉市が所有する環境啓発用パネルの貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しを行う物品は環境啓発用パネルとする。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、搬出及び搬入を含め3週間以内までの期間とする。

(損害の負担)

第4条 貸出物品に、破損、紛失等があった場合は、借用者の責任において弁償しなければならない。

2 貸出物品の使用により生じた事故等においては、借用者の責任において処理しなければならない。

(借用の申請)

第5条 貸出物品の借用を受けようとする者は、借用を受けようとする日から起算して7日前までに、物品借用申請書を市長に提出するものとする。

(貸出の承認)

第6条 市長は、申請書の内容を確認し適性であると認められたときは、貸出するものとする。

2 市長は、環境啓発用パネルの貸出の決定を行うに当たって、必要な条件を付することができる。

(貸出を承認しない場合)

第7条 市長は、貸出が次のいずれかに該当するときは、貸出を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 環境啓発用パネルの使用が適正でないと認めるとき。
- (3) その他市長が不適切と認めるとき。

(貸出物品の受領及び返却)

第8条 借用者は、原則として環境政策室から貸出物品を直接受け取り、使用後は、責任を持って速やかに返却するものとする。

2 貸出に伴う搬出及び搬入は、借用者が行うものとする。

(管理及び事務の取扱い)

第9条 貸出物品の管理及びこの要綱に関する事務の取扱いは、環境政策室とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、物品の貸出等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月18日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。